平成２６年（フ）第８９号
東京都中野区中野３丁目19―５―202
債務者　小松原　究
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４号
東京都新宿区中落合２丁目３―８―101
債務者　金　　祥勲
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５号
東京都八王子市暁町３丁目４―７―111
債務者　小林　千穂
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町３丁目５―５
債務者　橋本　雅晴
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８号
東京都東村山市本町１丁目20―18―401
債務者　義田　凌太
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０３号
東京都中野区沼袋３丁目33―１　江坂方
債務者　佐藤　弥生
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７号
埼玉県川口市領家１丁目４―６―201
債務者　高野　桂子（旧姓荻島）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０号
東京都江東区北砂３丁目38―９　奥田方202
債務者　矢野　博仲
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１号
東京都荒川区南千住１丁目17―５―６
債務者　品田　　保
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２号
千葉県船橋市前原西７丁目５―３―405
債務者　吉本　哲男
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３号
東京都足立区西綾瀬２丁目14―19―106
債務者　田代　公次
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４号
東京都江東区南砂４丁目15―16
債務者　陸川百合子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０号
東京都墨田区両国３丁目22―２―506
債務者　干場志津子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２１号
東京都世田谷区弦巻４丁目13―11―205
債務者　福田みはる
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３号
神奈川県相模原市南区東林間７丁目13―55
ファーストガーデンＣ号
債務者　大坪　龍一
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４号
神奈川県海老名市河原口１丁目３―21―102
債務者　久保田孝夫
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部